

■社会保険加入範囲の拡大に伴う対応について

1) 時給制社員の人事制度一部改定について

【審議決定事項】

(対象者：エルダースタッフ時給制・エルダーフェロー時給制Ⅰ・フェロー社員Ⅰ)

《今回の審議内容》

- ・社会保険加入範囲拡大に対応して、エルダースタッフ時給制・エルダーフェロー・フェロー社員Ⅰの制度を改定します
- ・エルダースタッフ時給制に社保加入の働き方を設計します
- ・制度改定に伴い、移行措置を行います
- ・労働時間に合わせたシフトパターンを設定します
- ・エルダースタッフ時給制の有給休暇付与をフェロー社員やエルダーフェローに合わせて

(1) 前提

2022年10月から社会保険への加入範囲が拡大され、一定の条件を満たす場合は社会保険加入が必須となります

●一定の条件

- ①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が88,000円以上、③継続して2ヵ月を超えて勤務する、④学生ではない

(2) 課題

- ・エルダースタッフ時給制およびエルダーフェローⅠは社会保険非加入で働いているが、法改正により一定の条件を満たすことになるため、現在の働き方では社会保険に加入となる
- ・エルダースタッフ時給制は週28時間未満かつ社会保険非加入の働き方しかない（社保加入の働き方が選択できない）

(3) 考え方

社会保険の加入範囲が変更になるため、加入・非加入の再編を行い、各雇用形態でそれぞれ選択が出来るように設計しなおします。

(4) 変更概要

《現行》

雇用形態	エルダースタッフ	エルダーフェロー		フェロー社員	
区分	時給制	時給制Ⅰ	時給制Ⅱ	フェローⅠ	フェローⅡ
勤務形態	週5日以内 週12時間以上 28時間未満	週5日以内 週12時間以上 28時間未満	週4~5日 週28時間以上 37時間未満	週2~5日 週12時間以上 28時間未満	週4~5日 週28時間以上 37時間未満
社保	非加入	非加入	加入	非加入	加入

《改定》

雇用形態	エルダースタッフ		エルダーフェロー		フェロー社員	
区分	時給制Ⅰ	時給制Ⅱ	時給制Ⅰ	時給制Ⅱ	フェローⅠ	フェローⅡ
勤務形態	週5日以内 週12時間以上 20時間未満	週4~5日 週28時間以上 37時間未満	週5日以内 週12時間以上 20時間未満	週4~5日 週28時間以上 37時間未満	週2~5日 週12時間以上 20時間未満	週4~5日 週28時間以上 37時間未満
社保	非加入	加入	非加入	加入	非加入	加入

(5) 具体的な内容

- ①法改正にあわせて、社会保険非加入の場合の労働時間を 20 時間未満に変更します
エルダースタッフ時給制 I およびエルダーフェロー I、フェロー社員 I の労働時間変更

《現行》			《改定》	
週勤務日数	1 日の労働時間	週の労働時間	1 日の労働時間	週の労働時間
週 3 日	—		6 時間	18 時間
週 4 日	6 時間 40 分	26 時間 40 分	4 時間 30 分	18 時間
週 5 日	5 時間 15 分	26 時間 15 分	3 時間 30 分	17 時間 30 分

- ②エルダースタッフ時給制に社会保険に加入できる時間数の働き方を新たに設計します

i) エルダースタッフ時給制の区分変更

《現行》		《改定》	
雇用形態	エルダースタッフ	雇用形態	エルダースタッフ
区分	時給制	時給制 I	
		時給制 II	

ii) エルダースタッフ時給制 II の新設

エルダースタッフ時給制が社会保険加入で働けるようにエルダースタッフ時給制 II を新設します。

雇用形態	エルダースタッフ
区分	時給制 II
勤務形態	週 4~5 日 週 28 時間以上 37 時間未満
社会保険	加入

③運用開始日

2022 年 10 月 1 日

(6) 制度移行について

現在、社会保険非加入で働いている方は、社会保険非加入と社会保険加入のどちらかを選択することになります。時間給制で働く場合、社会保険非加入から加入への変更は原則できませんが、今回は法改正対応のため選択し直すこととします。

また、社会保険加入を選択する場合、週 5 日勤務では今までよりも大幅に勤務時間が長くなることを考慮し、週 4 日勤務の選択も可とします。

尚、社会保険非加入から加入への変更や、週 4 日勤務から週 5 日勤務への変更は原則出来ませんが、今回は制度が変わるため選択ができることとします。

《現行》

雇用区分	働き方	社保加入
エルダースタッフ時給制	週 28 時間以内 ・週 4 日 : 26 時間 40 分 ・週 5 日 : 26 時間 15 分	非加入

《改定》

雇用区分	働き方	社保加入
エルダースタッフ時給制 I	週 20 時間以内 ・週 3 日 18 時間 ・週 4 日 18 時間 ・週 5 日 17 時間 30 分	非加入
エルダースタッフ時給制 II	週 28 時間以上 37 時間未満 ・週 4 日 29 時間 ・週 5 日 36 時間 15 分	加入

《現行》

雇用区分	働き方	社保加入
エルダーフェロー時給制 I	週 28 時間以内 ・週 4 日 : 26 時間 40 分 ・週 5 日 : 26 時間 15 分	非加入

《改定》

雇用区分	働き方	社保加入
エルダーフェロー時給制 I	週 20 時間以内 ・週 3 日 18 時間 ・週 4 日 18 時間 ・週 5 日 17 時間 30 分	非加入
エルダーフェロー時給制 II	週 28 時間以上 37 時間未満 ・週 4 日 29 時間 ・週 5 日 36 時間 15 分	加入

(7) シフトの設計について

現状のシフトと他の雇用形態とのシフトのバランスを見ながら、週の勤務日数に合わせたシフトパターンを設定します

●エルダースタッフ時給制（本館、コリドーフジ、エムアイプラザ藤枝）

週の勤務日数	時間帯	休憩	労働時間	
週 4 日勤務以下	9 : 45～17 : 25	60 分	6 時間 40 分	※基本
	9 : 00～16 : 40	60 分	6 時間 40 分	
	9 : 15～16 : 55	60 分	6 時間 40 分	
	9 : 30～17 : 10	60 分	6 時間 40 分	
	9 : 40～17 : 20	60 分	6 時間 40 分	※更衣基本
	11 : 00～18 : 40	60 分	6 時間 40 分	※基本
	10 : 00～17 : 40	60 分	6 時間 40 分	
	10 : 15～17 : 55	60 分	6 時間 40 分	
	10 : 30～18 : 10	60 分	6 時間 40 分	
	10 : 45～18 : 25	60 分	6 時間 40 分	
	11 : 20～19 : 00	60 分	6 時間 40 分	

●エルダースタッフ時給制 I（本館、コリドーフジ、エムアイプラザ藤枝）

週の勤務日数	時間帯	休憩	労働時間	
週 3 日勤務	9 : 45～16 : 45	60 分	6 時間	※基本
	9 : 00～16 : 00	60 分	6 時間	
	9 : 15～16 : 15	60 分	6 時間	
	9 : 30～16 : 30	60 分	6 時間	
	9 : 40～16 : 40	60 分	6 時間	※更衣基本
	11 : 40～18 : 40	60 分	6 時間	※基本
	10 : 40～17 : 40	60 分	6 時間	
	10 : 55～17 : 55	60 分	6 時間	
	11 : 10～18 : 10	60 分	6 時間	
	11 : 25～18 : 25	60 分	6 時間	
	12 : 00～19 : 00	60 分	6 時間	
週 4 日勤務	9 : 40～14 : 55	45 分	4 時間 30 分	※更衣基本
	9 : 45～15 : 00	45 分	4 時間 30 分	※基本
	13 : 25～18 : 40	45 分	4 時間 30 分	
	11 : 15～16 : 30	45 分	4 時間 30 分	
週 5 日勤務	9 : 40～12 : 40	0 分	3 時間 30 分	※更衣基本
	9 : 45～12 : 45	0 分	3 時間 30 分	※基本
	15 : 10～18 : 40	0 分	3 時間 30 分	
	12 : 30～16 : 00	0 分	3 時間 30 分	

●エルダースタッフ時給制Ⅱ（本館、コリドーフジ、エムアイプラザ藤枝）

週の勤務日数	時間帯	休憩	労働時間
週4日勤務または週5日勤務	8:30~16:55	70分	7時間15分
	8:45~17:10	70分	7時間15分
	9:00~17:25	70分	7時間15分
	9:15~17:40	70分	7時間15分
	9:30~17:55	70分	7時間15分
	9:40~18:05	70分	7時間15分
	9:45~18:10	70分	7時間15分
	10:00~18:25	70分	7時間15分
	10:20~18:45	70分	7時間15分
	10:35~19:00	70分	7時間15分
	10:50~19:15	70分	7時間15分
	11:05~19:30	70分	7時間15分
	11:20~19:45	70分	7時間15分
	11:35~20:00	70分	7時間15分
	11:50~20:15	70分	7時間15分
	12:05~20:30	70分	7時間15分
	12:20~20:45	70分	7時間15分
12:35~21:00	70分	7時間15分	

※更衣基本

※基本

※基本

●フィロー I、エルダーフィロー短時間勤務者

週の勤務日数	時間帯	休憩	労働時間
週 5 日勤務	9 : 45~16 : 00	60 分	5 時間 15 分
週 4 日勤務以下	9 : 45~17 : 00	60 分	6 時間 15 分
	9 : 45~17 : 25	60 分	6 時間 40 分
	9 : 00~16 : 40	60 分	6 時間 40 分
	9 : 15~16 : 55	60 分	6 時間 40 分
	11 : 45~19 : 00	60 分	6 時間 15 分
	12 : 00~19 : 40	60 分	6 時間 40 分
	11 : 30~19 : 10	60 分	6 時間 40 分
	11 : 00~18 : 40	60 分	6 時間 40 分
	9 : 30~17 : 10	60 分	6 時間 40 分
	9 : 45~17 : 15	60 分	6 時間 30 分
	11 : 45~19 : 25	60 分	6 時間 40 分
	10 : 30~18 : 10	60 分	6 時間 40 分
	11 : 15~18 : 55	60 分	6 時間 40 分
10 : 00~17 : 40	60 分	6 時間 40 分	

●フィロー I、エルダーフィロー短時間勤務者

週の勤務日数	時間帯	休憩	労働時間	
週 3 日勤務	9 : 45~16 : 45	60 分	6 時間	※基本
	9 : 00~16 : 00	60 分	6 時間	
	9 : 15~16 : 15	60 分	6 時間	
	9 : 30~16 : 30	60 分	6 時間	
	9 : 40~16 : 40	60 分	6 時間	※更衣基本
	11 : 40~18 : 40	60 分	6 時間	※基本
	10 : 40~17 : 40	60 分	6 時間	
	10 : 55~17 : 55	60 分	6 時間	
	11 : 10~18 : 10	60 分	6 時間	
	11 : 25~18 : 25	60 分	6 時間	
12 : 00~19 : 00	60 分	6 時間		
週 4 日勤務	9 : 40~14 : 55	45 分	4 時間 30 分	※更衣基本
	9 : 45~15 : 00	45 分	4 時間 30 分	※基本
	13 : 25~18 : 40	45 分	4 時間 30 分	
	11 : 15~16 : 30	45 分	4 時間 30 分	
週 5 日勤務	9 : 40~12 : 40	0 分	3 時間 30 分	※更衣基本
	9 : 45~12 : 45	0 分	3 時間 30 分	※基本
	15 : 10~18 : 40	0 分	3 時間 30 分	
	12 : 30~16 : 00	0 分	3 時間 30 分	

(8) 有給休暇の付与日数について

エルダースタッフ時給制Ⅱの設計に併せ、エルダースタッフ時給制の有給休暇の付与日数をフェロー社員やエルダーフエローと合わせて設計します。

《現行》					
週契約日数・時間	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超
週5日かつ週28時間未満契約	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週28時間未満契約	9日	10日	12日	13日	15日
週3日	6日	8日	9日	10日	11日

《改定》

週契約日数	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超
週5日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日	6日	8日	9日	10日	11日

尚、年次有給休暇は週の勤務日数によって付与日数が異なります。したがって、勤務日数が減る場合には有給休暇の付与も少なくなります。

(9) 通勤手当について

週の勤務日数を3日とした場合、通勤手当は事前に支払われず、月の出勤日数によって翌月の給与支給時に支払われることとなります。尚、勤務日数変更による通勤手当の新たな手続きはありません。

● 勤務日数を3日とした場合の支払い対象期間と通勤手当支給日

支払い対象期間		通勤手当支給日
エルダースタッフ時給制	エルダーフエロー	
4月1日～4月30日	4月11日～5月10日	5月給与
5月1日～5月31日	5月11日～6月10日	6月給与
6月1日～6月30日	6月11日～7月10日	7月給与
7月1日～7月31日	7月11日～8月10日	8月給与
8月1日～8月31日	8月11日～9月10日	9月給与
9月1日～9月30日	9月11日～10月10日	10月給与
10月1日～10月31日	10月11日～11月10日	11月給与
11月1日～11月30日	11月11日～12月10日	12月給与
12月1日～12月31日	12月11日～1月10日	1月給与
1月1日～1月31日	1月11日～2月10日	2月給与
2月1日～2月28日	2月11日～3月10日	3月給与
3月1日～3月31日	3月11日～4月10日	4月給与

(10) 今後のスケジュール

2022年9月7日(水)	支部執行委員会
2022年9月14日(水)	本部執行委員会
2022年9月19日(月)	支部評議員会
2022年9月23日(金)~26日(月)	限定MV
2022年9月28日	支部大会
2022年9月末	労使合意

2) 労働協約の改定

【審議決定事項】

(1) エルダースタッフ労働協約

①変更点

章・節・表題	条・表題	変更点
本則 第5章 人事 第1節 人事	第503条 エルダースタッフの区分	時給制の区分変更
本則 第6章 労働条件 第2節 休日・休暇	第615条 年次有給休暇	週契約日数変更

②具体的な変更内容

現行						
第5章 人事						
第1節 人事						
第503条 (エルダースタッフの区分)						
(省略)						
	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態		
	時給制	週5日以内	週12時間以上 28時間未満	個々に定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務		
第6章 労働条件						
第2節 休日・休暇						
第615条 (年次有給休暇)						
(省略)						
《時給制》						
	勤続年収 週契約日数・時間	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超
	週5日かつ週28時間未満契約	12日	14日	16日	18日	20日
	週4日かつ週28時間未満契約	9日	10日	12日	13日	15日
	週3日	6日	8日	9日	10日	11日
改定						
第5章 人事						

第1節 人事

第503条 (エルダースタッフの区分)

(省略)

区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態
<u>時給制Ⅰ</u>	週5日以内	週12時間以上 <u>20時間未満</u>	個々に定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務
<u>時給制Ⅱ</u>	<u>週4~5日</u>	週28時間以上 <u>37時間未満</u>	個々に定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務

第6章 労働条件

第2節 休日・休暇

第615条 (年次有給休暇)

(省略)

《時給制》

勤続年数 週契約日数	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超
週5日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日	6日	8日	9日	10日	11日

(2) エルダーフェロー労働協約

①変更点

章・節・表題	条・表題	変更点
本則 第 5 章 人事 第 1 節 人事	第 503 条 エルダーフェローの区分	区分変更

②具体的な変更内容

現行			
第 5 章 人事			
第 1 節 人事			
第 503 条 (エルダーフェローの区分)			
(省略)			
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態
時給制 I	週 5 日以内	週 12 時間以上 <u>28 時間未満</u>	個々に定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務
時給制 II	週 4~5 日	週 28 時間以上 37 時間未満	個々に定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務
改定			
第 5 章 人事			
第 1 節 人事			
第 503 条 (エルダーフェローの区分)			
(省略)			
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態
時給制 I	週 5 日以内	週 12 時間以上 <u>20 時間未満</u>	個々に定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務
時給制 II	週 4~5 日	週 28 時間以上 37 時間未満	個々に定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務

(3) フェロー社員（無期）労働協約

①変更点

章・節・表題	条・表題	変更点
本則 第5章 人事 第1節 人事	第503条 フェロー社員（無期）の区分	区分変更

②具体的な変更内容

現行			
第5章 人事			
第1節 人事			
第503条（フェロー社員（無期）の区分）			
（省略）			
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態
フェロー社員 （無期）Ⅰ	週2～5日	週12時間以上 28時間未満	定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務
フェロー社員 （無期）Ⅱ	週4～5日	週28時間以上 37時間未満	定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務
改定			
第5章 人事			
第1節 人事			
第503条（フェロー社員（無期）の区分）			
（省略）			
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態
フェロー社員 （無期）Ⅰ	週2～5日	週12時間以上 20時間未満	定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務
フェロー社員 （無期）Ⅱ	週4～5日	週28時間以上 37時間未満	定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務

(4) フェロー社員（有期）労働協約

①変更点

章・節・表題	条・表題	変更点
本則 第 5 章 人事 第 1 節 人事	第 503 条 フェロー社員（有期）の 区分	区分変更

②具体的な変更内容

現行			
第 5 章 人事			
第 1 節 人事			
第 503 条（フェロー社員（有期）の区分）			
（省略）			
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態
フェロー社員 （有期）Ⅰ	週 2～5 日	週 12 時間以上 28 時間未満	定められた勤務曜日・勤務時間 に基づく固定的な勤務
フェロー社員 （有期）Ⅱ	週 4～5 日	週 28 時間以上 37 時間未満	定められた勤務日数・勤務時間 の範囲内で毎月のワークスケジ ュールに基づく変動可能な勤務
改定			
第 5 章 人事			
第 1 節 人事			
第 503 条（フェロー社員（有期）の区分）			
（省略）			
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態
フェロー社員 （有期）Ⅰ	週 2～5 日	週 12 時間以上 20 時間未満	雇用契約書上で定められた勤務 曜日・勤務時間に基づく固定的 な勤務
フェロー社員 （有期）Ⅱ	週 4～5 日	週 28 時間以上 37 時間未満	雇用契約書上で定められた勤務 日数・勤務時間の範囲内で毎月 のワークスケジュールに基づく 変動可能な勤務